資料5

令和 6～7 年度日野市子ども条例委員会答申を受けた対応方針

1 本資料の位置づけ

・日野市子ども条例第 21 条に基づき、市長の諮問に対して子ども条例委員会が答申を行い、市の機関は答申・提言に基づく対応を行ったうえで、その対応を公表することとされている。

・本資料は、令和 8 年 3 月に受けた令和 6～7 年度答申(「日野市子ども条例の周知・啓発」及び「子どもの権利侵害に対する相談・救済体制」)を踏まえた市の対応方針を委員会に報告し、委員から意見をいただくものである。

・対応の実施状況は令和 9 年度第 1 回委員会で報告のうえ、市ホームページ等で公表する。

2 令和 6～7 年度答申の概要

(1)日野市子ども条例の周知・啓発について

子どもと大人の双方に働きかけ、学校・地域・行政が連携し、子どもの主体的参加と体験を伴う多様な機会を継続的に提供することにより、子どもの権利の実質的な保障につながる周知・啓発を一層推進すること。

(2)子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について

「子どもなんでも相談」と「子どもオンブズパーソン」の双方の関係性の整理や調整を行い、引き続き子どもの権利保障・擁護に資する体制の実現を目指すこと。窓口の目的・機能の分かりやすい案内、体制強化(財政面を含む)、学校との連携等。

※本テーマは令和 8～9 年度の諮問事項として継続審査中(4参照)。

3 対応方針(周知・啓発)

(1)子ども条例の周知・啓発

答申の主な提言	市の対応(方針)	主担当(関係)	時期
権利を生活場面と結びつけて学べる、子どもの年代に合わせた啓発	パンフレット・啓発動画・マスコット「のっち」の継続活用、「日野市子ども条例の日」(7 月 1 日)展示の実施	子育て課 (児童館・図書館など)	R8 年度～継続
「義務を果たさないと権利がない」等の誤解を解く分かりやすい啓発	職員研修(令和 8 年度版)への明記、広報ひの・市公式 LINE 等による大人・保護者向けのメッセージ性ある発信	子育て課	R8 年度～実施
学校との連携(配布物にとどまらない日常の教育活動での体感)	① 学校授業等での条例の取扱いについて教育委員会と調整。 ② 人権教育・いじめ防止の取組とあわせた展開※	子育て課、教育指導課、福祉政策課	R8 年度～ ①調整中 ②調整中
学校に行っていない・行けていない子どもへの周知	教育センターやエール等と連携した周知経路の確保	子育て課、教育センター、エール	R8 年度～検討中
参加と対話を通じた気づきの機会の継続的な創出(地域イベント・勉強会・ワークショップ等)	イベントへの組込み、子どもオンブズパーソンと連携した啓発の企画	子育て課、福祉政策課	R8 年度～実施中

※ 子ども条例(権利の保障)といじめ防止条例(権利侵害の防止)の趣旨を関連づけ、広報・研修・学校向け資料を一体的に展開する。教育委員会のいじめ問題対策連絡協議会等と連携し、二つの条例をあわせた周知・啓発の実施方法を検討・実施する。

4　対応の状況（相談・救済）※継続審査中

本テーマは令和 8～9 年度の諮問事項として委員会で継続審査中であることから、体制の在り方に関する事項は委員会の審議を踏まえて対応方針を確定することとし、現時点では対応の状況を次のとおり区分して報告する。

区分	内容
実施済・実施中	・「子どもなんでも相談」と「子どもオンブズパーソン」の情報共有の改善 ・学習者用端末から「子どもなんでも相談」へアクセスできる導線の維持（子ども部・教育部・健康福祉部の連携） ・リーフレット等の案内について、両窓口の目的・機能の違いを分かりやすく整理する見直しに着手
検討中（委員会審議と並行）	・両窓口の振り分け（繋ぎ）の基準・運用の整理 ・子どもオンブズパーソンの補助体制（相談員配置等）の検討 ・学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーから子どもオンブズパーソンへ繋ぐルートの明確化 ・子どもオンブズパーソンを検証するための、専門知識等を有する方からの意見聴取

5　今後のスケジュール（日野市子ども条例の周知・啓発）

時期	内容
令和 8 年度第 2 回委員会（本日）	本方針の報告・委員からの意見聴取
令和 8 年度中	意見を踏まえた方針の確定、対応の実施
令和 9 年度第 1 回委員会	対応の実施状況の報告
報告後	市ホームページ等で対応を公表